

第 8 6 回地域の会資料・原子力防災計画について

平成 2 2 年 8 月 4 日
柏崎市防災・原子力課

1 柏崎市地域防災計画・原子力災害対策編について

基本的には新潟県の計画に準じた内容

相違点

- ・退避・避難の勧告・指示を行うのは基本的には市・村長（国の指示によるが、独自の判断でも可能）
- ・県のみ業務：緊急時モニタリング、緊急被ばく医療 市は協力

今回の主な修正点

- ・複合災害対応を計画に盛り込み（県計画に準じた修正）
- ・従来は独自の組織構成であった原子力災害対策本部を一般災害時の災害対策本部と共通の組織構成に修正（事務分掌に原子力災害時固有の事務を明記）

2 避難・誘導マニュアル、広報マニュアル

平成 1 7 年に実施した原子力総合防災訓練及び中越大震災で得られた経験・教訓等を活かすために作成

- ・避難・誘導対策について、より具体的な内容を記述すると共に、発電所から 2 k m 圏内の荒浜・大湊地区を最重点地域として更に詳細な内容を記述したマニュアルを作成
- ・複合災害対応及び避難基本計画を反映させるため、現在、マニュアルを修正中
- ・広報マニュアルは防災訓練で作成した広報文を参考にして文例集としてとりまとめたもの

3 その他

安定ヨウ素剤の分散配置等（H 1 9 年度から実施）

- ・中越大震災を経験し、地震によりヨウ素剤の運搬に支障を来たす懸念
- ・安定ヨウ素剤は県の委託で市役所・消防本部に保管しているが、その一部を市内小中学校に分散配置（退避・避難所用）

- ・併せて長岡保健所保管のヨウ素内服液用資機材を柏崎市内に配置要望
一部を市薬剤師会が保管
- ・市薬剤師会にヨウ素剤の個人購入対応を依頼（薬局で予約して購入可能）
誤った服用による副作用の防止や薬事法の制約のため、各戸配布は行わない

小中学生保護者へのヨウ素過敏症等アンケート調査の実施等（H19年度から実施）

- ・小中学校新入生保護者に対してヨウ素過敏症等の有無について毎年アンケート調査を実施、その結果を学校で保管し、原子力災害時の救護所でのヨウ素剤服用の問診等に活用

原子力災害時の避難・退避計画の見直し

- ・平成20年度に比角地区が自主的に避難計画を作成したことから、市の避難・退避計画に反映
- ・複合災害時の代替避難ルート、避難先を計画に盛り込み
- ・市内の自主防災組織の結成が進んだことから、従来の行政区毎の避難・退避計画を町内会毎の計画に修正を検討中